平成２５年（フ）第３２４号
東京都三鷹市野崎３丁目27番８号しげる荘10
債務者　甲田　賢一
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　南平
4　破産債権の届出期間　平成25年５月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６３８号
横浜市港南区下永谷５丁目70番16号
債務者　勝部　恒夫
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　正規
4　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４号
石川県羽咋市石野町へ６番地　ハミングハイツⅡ棟104号、従前の住所石川県鹿島郡中能登町良川チ部42番地４
債務者　山田　　実
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀口　康純
4　破産債権の届出期間　平成25年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第６２号
静岡県富士市森島６番地の９
債務者　疋田　佳之
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　徹
4　破産債権の届出期間　平成25年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第６３号
静岡県富士市森島６番地の９
債務者　疋田　陽子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　徹
4　破産債権の届出期間　平成25年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１３号
栃木県大田原市八塩193番地
債務者　熊田　　昇
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　潮田　賢治
4　破産債権の届出期間　平成25年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第３４号
長崎県諫早市平山町69番地１ガーデンハウス山口１号、前住所長崎県長崎市田中町105番地１コアマンション長崎ネクステージ1110号
債務者　本田　裕美
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　貴啓
4　破産債権の届出期間　平成25年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月17日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１９８号
川崎市幸区小倉５丁目22番10―204号　福山通運社宅、住居表示変更前の住所川崎市幸区小倉1684番地　福山通運社宅204
債務者　土屋　正孝
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　健二
4　破産債権の届出期間　平成25年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月18日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１９９号
川崎市幸区小倉５丁目22番10―204号　福山通運社宅、住居表示変更前の住所川崎市幸区小倉1684番地　福山通運社宅204
債務者　土屋千恵子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　健二
4　破産債権の届出期間　平成25年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月18日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第８８号
岐阜県各務原市尾崎北町２丁目40番地
債務者　稲葉工務店こと　稲葉　洋二
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　隆吉
4　破産債権の届出期間　平成25年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年８月20日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２８号
兵庫県加西市下道山町502番地
債務者　増田　雄一
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松　範夫
4　破産債権の届出期間　平成25年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第１９０号
広島市西区横川町３丁目９番12―1105号
債務者　松島　美香（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　車元　　晋
4　破産債権の届出期間　平成25年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午前９時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３１号
仙台市太白区太白２丁目20番１―103号
債務者　倉形　久恵
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠塚　功照
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月19日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１０号
山形県東田川郡庄内町余目字上朝丸75番地８デュープレックスＨＡＲＵ　Ａ棟、申立時の住所山形県酒田市光ケ丘１丁目14番47号
債務者　新野　冬子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　正寿
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
山形地方裁判所酒田支部